

議会だより

No. 101

2021・5
(令和3年)



コロナ禍の入学式

4月7日に愛別小学校(新入生21名)、愛別中学校(新入生16名)の入学式が挙行され、また翌8日には北海道美深高等養護学校あいべつ校(新入生16名)の入学式が執り行われました。新入生のみなさん御入学おめでとうございます。

各校とも新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、規模を大幅に縮小しての式典となりました。

新型コロナウイルスについては、変異株により感染が再拡大する可能性も指摘されている中で、当議会においても国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する各種事業や、ワクチン接種関連予算など審議してきたところです。町民の皆様には今一度、基本的な感染予防の徹底をお願い致します。

このようなコロナ禍において、当町を取り巻く状況は一層厳しさが増す中であって、我々議会議員の任期が4月末で折り返し点を迎えました。残るあと2年の任期についても町民に信頼され町民の負託に応えられるよう議会の使命を果たすべく努力してまいります。

(奥記)



あいちゃんマン

★2名の議員から2件の一般質問

★臨時会・定例会 全議案可決

新型コロナウイルス感染症関係補正予算など
令和3年度一般会計予算他総額48億3千万円
各種条例改正など

★人権擁護委員 三島 章氏 適任同意



ラブリーちゃん

横井 均 議員

問 愛別霊園の不適切な管理実態について

答 条例の解釈に意見があれば議会でも議論を



使用権者が遠方に転出した際に納めてあった焼骨など埋蔵物を取り出し、新しい供養先に移動させ、改葬している。

この時点で墓の実態はなくなり、本来であれば愛別霊園設置及び管理条例第11条の規定により、その場所を原形に復して返還しなければならぬ。

ところが、町長決裁により平成30年8月31日付で許可され、親族に権利が移転されている。先の条例第9条の「権利の移転」とは、墓としての実態がある場合のみ有効であり、改葬後で墓の実態を有していない場合については「権利の移転」はできない。前佛町長は、なぜ墓としての実態がないことを承知の上で親族にこの区画の権利移転を認められたのか。本来であれば使用料1区画20万円、管理料3年分一括で9,900円納付されるべきものと考えますが、このような不適切な霊園の管理実

態について、条例の主旨に反し「権利の移転」の決裁を行った町長の判断の是非について見解を伺う。

前佛町長 愛別町霊園設置及び管理条例、同施行規則に従い担当課において適正に処理を行っている。事務処理内容については、税町民課長に説明をさせる。

山内税町民課長 元の使用権者に平成30年8月14日付で改葬の許可をし、同年8月30日に新しい供養先に遺骨を移動している。「この時点で墓の実態はなくなり」とあるが、墓石は残されており、墓の実態はなくなっていない。

また、同条例第11条の規定は「霊園が不要になったとき、その場所を原形に復して返還しなければならない」とあるが、元の使用権者は、同条例第9条第2号「使用権者より親族に譲渡するとき」により平成30年8月30日付で、元の使用権者と新しい使用権者より権

利移転許可申請書が提出され、同年8月31日に新しい使用権者に霊園使用許可をしている。これは、親族に対して条例どおりの権利移転である。また、改葬し骨が全て無くなった場合は返還しなければならないという規定は当町の条例にはなく、返還する理由は元の使用権者にはないので、原形に復して返還する必要はない。

第9条の権利の移転には相続人に承継する時や親族に譲渡する時と記載されており、条例に基づいた権利移転を行い引き継がれているので、新しい使用権者が新たに使用料20万円を納付する必要はなく、管理料は元の使用権者の納付期間が終わった後に納付することと問題はない。

再質問 コンプライアンスを遵守し、職員は公正中立でなければならぬ。元の使用権者が改葬許可申請書を提出した日付、町長が許可した日付、改葬した日付を確認する。

山内税町民課長 改葬許可申請日と許可日は同じく8月14日。改葬日は8月30日。

再質問 第11条の「霊園が不要になった時」とは、改葬申請を許可した日付、この時点で返還の手続きを怠っているのか、このことが起きたのではないのか。「不要」をどのように理解しているのか伺う。

山内税町民課長 改葬したから霊園を返還しなければならないということは条例には記載されていない。

再質問 改葬の意味を伺う。

山内税町民課長 骨を移動すること。

再質問 使用権者は改葬申請をして改葬許可を受け、他市町村へ骨を移した。第11条の「返還」手続きをここでしなければならぬ。

お骨が入っていない墓石は単なる石であり、それを相続できるのか。

山内税町民課長 元の所有者は骨を全て改葬により動かしているが、霊園の区画に関しては墓石も残されており、不要ということではないので、事務処理に問題はない。

前佛町長 この条例についても議会でも審議いただき制定された条例であり、その条例について解釈に迷いが生じるようなことがあってはならないと思うが、意見があれば議会の中でも議論をいただきたい。現時点で、これが不要だという条文はどこにもない。

藤原議長 重要な問題だと認識している。担当部署もそれぞれ煮詰めていただきたい。

町長から、議会も審議を深めてほしいという要望があったので議員の皆さんと相談して進めていきたい。

一般質問

星 肇 議員

問 役場前の防災倉庫の現在の設置場所についての考えは

答 問題は無く、備蓄品の保管については今後も検討を続ける



11月に寄贈され、あいちゃんマンとラブリーちゃんのイラストが描かれた防災倉庫が役場前の

の庭に設置されています。設置場所が決定された経緯や備蓄品の内容などを質問させていただきます。

- ①避難所として指定されている総合センターや小学校の近くではなく、現在設置されている役場の庭を設置場所として選ばれた理由を伺う。
- ②防災倉庫の中に備蓄されているものは何なのかを伺う。
- ③使用について、周辺住民には説明があったのか伺う。

前佛町長 ①防災倉庫の設置場所については、指定避難所の近くも設置場所の一つとして検討したが、発電機等の高価な物も収納することから、防犯上の問題や大雪等による冬場の停電時における避難所の開設も想定し、運搬車



を横付けし、積雪時も迅速に防災備蓄品の出し入れがしやすい場所、災害発生時に対策本部から迅速に対応できる場所である等を理由として、現在の設置場所を選定した。

②防災備蓄品については、管理衛生面や備蓄数量の関係から、それぞれの避難所に備蓄しておらず、災害時の避難所開設にあたって、規模に応じて、必要となる数量の物品等を選定し、運搬する事としており、役場庁舎内と役場車庫の2階において一括で管理している。防災倉庫に備蓄する物品等については、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して整備する段ボールベット、パーテーションや既存の非常用電源装置、発電機等を考えている。

③急遽決定した防災倉庫の寄贈ということもあり、役場前の庭ということで景観上の懸念もあったが、緊急時に迅速に防災備蓄品を持ち出し、対応ができることを最優先として、取り急ぎ場所の検討をして設置した。何も表示の

ない倉庫が突然役場前に設置されたこと驚く住民の方も想定されたので、地域おこし協力隊を活用し「愛別町防災倉庫」の表示と、防災をイメージできる「あいちゃんマン」と「ラブリーちゃん」のイラストを描いた。取り急ぎ12月広報紙でイラストが施される前の防災倉庫の設置についてお知らせし、再度1月広報紙でイラスト等が完成した後の写真と、地域おこし協力隊のPRも兼ねてお知らせをした状況です。

再質問 防災倉庫の場所は災害ハザードマップで水没の指定地域になっていく。発電機や段ボールベット等水に濡れたら困るものが入れるのなら、安全な避難所の傍らに置くのが基本ではないか。水害が起きた場合についての、現在の設置場所についての考えを伺う。

前佛町長 自然災害は非常に早い段階から気象台等と連携をとっている。水害等における場合、水没して使えなくなるような心配があるものについては、その予報の段階で移動するという事で対応していきたい。避難所についても、災害に応じてそれぞれ避難場所を設定し、避難していただくことを考えている。防災倉庫の場所についても、水位が上がるといった場合には、十分対応していきたいと思っております。

災害はいつ来るかという予想はできても、被害の大きさは予想出来ない。違うところにあつたら良かったと思つてからでは遅い。B&Gや改善センターも避難場所になっており、水害の心配もない。小学校の裏、総合センターの裏も場所として相応しいのではないかと。今後、防犯の問題等がクリアできるのであれば、他の場所に移す考えはあるのか。

前佛町長 あの場所が水害で水位が上がって水没しそうなときには、もう既に避難所が設置されている状況で、中の備蓄品は水位が上がっても大丈夫な避難所に運ぶ体制になっている。使えないで水没するという事はあり得ない。福祉避難所で支援を必要とする場合については、段ボールベット等が必要になるとか、避難場所によって必要となるものが変わる可能性がある。災害時の対応等を調査しながら、備蓄の保管について検討し続けてまいりたい。



再質問 東北の大震災から10年経つ。

町議会審議結果

◇第1回臨時会		議決年月日：令和3年2月8日
議案番号	件名	結果
議案第1号	令和2年度 愛別町一般会計補正予算（第11号）	原案可決
議案第2号	令和2年度 愛別町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決

◇第1回定例会		議決年月日：令和3年3月10日（1日目）
議案番号	件名	結果
調査報告 第1号	総務福祉常任委員会所管事務調査報告	報告済
(議案第80号)	愛別町議会議員及び愛別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	総福付託 原案可決
(議案第81号)	愛別町新型コロナウイルス感染症対応基金条例の制定について	総福付託 原案可決
議案第3号	愛別町課設置条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第4号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第5号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第6号	愛別町保健福祉条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第7号	愛別霊園設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第8号	愛別町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第9号	愛別町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第10号	愛別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第11号	愛別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第12号	愛別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第13号	愛別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第14号	令和2年度 愛別町一般会計補正予算（第12号）	原案可決
議案第15号	令和2年度 愛別町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第16号	令和2年度 愛別町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第17号	令和2年度 愛別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決

町議会審議結果・第1回臨時会・第2回臨時会

議案番号	件名	結果
議案第18号	令和2年度 愛別町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第19号	令和2年度 愛別町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第20号	令和2年度 愛別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第28号	スクールバス総合車庫新築工事請負契約について	原案可決
議案第29号	令和2年度 愛別町一般会計補正予算(第13号)	原案可決

◇第1回定例会

議決年月日：令和3年3月12日(2日目)

議案番号	件名	結果
(議案第21号)	令和3年度 愛別町一般会計予算	予特付託 原案可決
(議案第22号)	令和3年度 愛別町国民健康保険特別会計予算	予特付託 原案可決
(議案第23号)	令和3年度 愛別町国民健康保険診療所事業特別会計予算	予特付託 原案可決
(議案第24号)	令和3年度 愛別町後期高齢者医療特別会計予算	予特付託 原案可決
(議案第25号)	令和3年度 愛別町介護保険事業特別会計予算	予特付託 原案可決
(議案第26号)	令和3年度 愛別町公共下水道事業特別会計予算	予特付託 原案可決
(議案第27号)	令和3年度 愛別町簡易水道事業特別会計予算	予特付託 原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について【三島章氏】	適任同意
発議第1号	愛別町議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決

◇第2回臨時会

議決年月日：令和3年3月29日

議案番号	件名	結果
議案第30号	愛別町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第31号	国民健康保険愛別町立診療所の医師の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第32号	令和2年度 愛別町一般会計補正予算(第14号)	原案可決
議案第33号	令和2年度 愛別町国民健康保険特別会計補正予算(第7号)	原案可決
議案第34号	令和3年度 愛別町一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第35号	令和3年度 愛別町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

第1回臨時会

2月8日に開催され、2件の議案が審議され、可決した。

令和2年度 補正予算

◆一般会計

歳入歳出それぞれ3,921万5千円を追加し、40億5,299万2千円とする。

歳入

○衛生費国庫補助金

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 402万円

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,960万円

*新型コロナウイルス復興応援券発行事業費

歳出

○新型コロナウイルスワクチン接種実施事業 402万円

○新型コロナウイルス復興応援券発行事業 2,870万円

◆国民健康保険特別会計

歳入歳出それぞれ1,021万2千円を追加し、4億3,023万円とする。

第1回定例会

3月10日に開催された定例会では2名の議員が一般質問に立ち、議案は28件全てを原案の通り可決した。

条例の一部改正

◆課設置条例

4月1日より一部の課を次のように改める。

名称変更

税町民課を税務住民課

建設課を建設管理課

新設

産業振興課の所屬となっていた農地再編事業推進室を「農地整備課」として新設

◆職員の特殊勤務手当

新型コロナウイルス感染症の緊急の措置に係る作業に従事した場合に、手当を支給するとして条例改正。

◆保健福祉条例及び介護保険条例

3年おきに見直しが行われる高齢者福祉計画、介護保険事業計画をもとに、令和3年度から令和5年度までの介護保険料が算定され、今回は据え置きとなった。

◆霊園設置及び管理条例

3年一括納入としている愛別霊園の

管理料を、1年毎の納入とする改正。

反対討論

○奥議員 山内税町民課長から令和5年度以降になると、納付書の郵送等で事務量が3倍くらいに増えるという話もあった。滞納があった場合の事務手続き等々、収納のことを考えると改正する必要はない。

賛成討論

○鉢呂議員 本日の議会の冒頭で総務福祉常任委員会の委員長が、条例の調査報告を行った。委員からも、様々な意見があつたが概ね了承する考え方で常任委員会が終了している。私は総務福祉常任委員の一員として賛成をした。

採決結果

賛成者 6名(久米、中山、林、星、阿木、鉢呂)
よつて本条例は原案の通り可決された。

◆指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準に関連する条例

全サービス共通のものとして感染対策の強化、ハラスメント対策の強化、ICTの活用、デジタル化促進、高齢者虐待防止の推進等について改正。地域密着サービスでは資格の持たない介護に直接関わる職員に研修を受講させる措置を義務付ける等の改正。個別のサービスでは居宅介護支援の管理者を

主任介護支援員とする要件の適用を令和8年度末までとする等の改正が行われた。

請負契約

◆スクールバス総合車庫新築工事

契約方法 指名競争入札
契約金額 6,050万円

(うち消費税 550万円)
契約相手 株式会社 三浦組

諮問

◆人権擁護委員候補者の推薦

人権擁護委員候補者の推薦について議会で適任同意した

〔氏名〕 三島 章氏

〔住所〕 字本町177番地

〔任期〕 令和3年10月1日から

令和6年9月30日まで

令和2年度 補正予算

◆一般会計

歳入歳出から1億5,294万1千円を減額し、総額を39億5万1千円とする。今年度未実施等により事業費の確定での減額が多くあつた。

歳出

○新型コロナウイルス感染症対応基金

- 積立金 688万円
- 定住移住促進空き家改修支援事業 165万円減
- 地域おこし協力隊活用事業 152万円減
- 集落支援員活動事業 154万円減
- ふるさと納税実施事業 664万円減
- 戸籍情報システム改修業務委託料 151万円減
- 外国人介護福祉人材育成支援事業負担金
- *2名採用見込みだったが今年度は1名の採用となった 250万円減
- 重度心身障害者医療費助成事業医療費 190万円減
- 健康診査・がん検診等実施事業 141万円減
- 予防接種実施事業 180万円減
- 良質米生産対策事業交付金 157万円減
- スマート農業推進事業補助金 215万円減
- 農地等集積事業交付金 207万円減
- 機構集積協力金交付事業 270万円減
- 特用林産物生産施設等整備事業 1,263万円減
- 公共施設長寿命化修繕事業 3,835万円減
- 北振団地公営住宅等整備事業 833万円減
- 大雪消防組合愛別消防署経費 681万円減
- 少年愛のまち交流事業 136万円減
- 公民館分館等施設耐震改修工事 111万円減
- 職員給与費 855万円減
- 新型コロナウイルススワクチン接種実施事業委託料 100万円
- ◆国民健康保険特別会計
 - 歳入歳出から27万3千円を減額し、総額を1億3,748万6千円とする。
 - ◆後期高齢者医療特別会計
 - 歳入歳出から185万2千円を追加し、総額を5,572万1千円とする。
 - 後期高齢者医療広域連合納付金 186万円
 - ◆介護保険事業特別会計
 - 歳入歳出から295万9千円を追加し、総額を5億5,941万6千円とする。
 - 高額介護サービス費給付事業 152万円
 - 特定入所者介護サービス費給付事業 66万円
 - 介護報酬

- 食の自立支援事業委託料 100万円減
- ◆公共下水道事業特別会計
 - 歳入歳出から997万8千円を減額し、総額を1億6,066万9千円とする。
 - 地方公営企業法適用化業務委託料 424万円減
 - 終末処理場施設管理委託料 177万円減

第2回臨時会

3月29日に開催され、6件の議案が審議され、可決した。

条例の一部改正

◆愛別町立診療所の医師の報酬及び費用弁償に関する条例

新型コロナウイルススワクチン接種の業務で通常の勤務時間を超える場合（主に土・日・祝日の勤務）の医師報酬を1日当たり10万円とする。

令和3年度 補正予算

◆一般会計
歳入歳出それぞれ1,173万1千円を追加し、32億0,173万1千円

- とする。
- 歳入
 - 衛生費国庫負担金
 - 新型コロナウイルススワクチン接種対策費負担金 816万円
 - 衛生費国庫補助金
 - 新型コロナウイルススワクチン接種体制確保補助金 483万円
- 歳出
 - 新型コロナウイルススワクチン接種実施事業 1,299万円
 - 庁舎管理経費修繕費等 206万円
 - 情報通信施設管理事業修繕料
 - *以上2件は役場裏での消防ポンプ車のスリップ事故に係る修繕費用 50万円
 - ◆国民健康保険診療所事業特別会計
 - 歳入歳出それぞれ341万6千円を追加し、1億1,718万9千円とする。
 - 歳出
 - 国保直診一般管理経費 120万円
 - 医師報酬 24万円
 - 会計年度任用職員報酬 149万円
 - 一般職手当 12万円
 - 医療用消耗機材関係経費 35万円
 - 医療用衛生材料関係経費
 - *いずれも新型コロナウイルススワクチン接種に係る費用

(星記)

● 予算審査特別委員会 ●

令和3年度予算審議のため予算審査特別委員会が設置され、委員長に久米啓一議員、副委員長に星肇議員が指名され、各会計の予算審査が行われました。

また、令和3年度の予算は、町長選挙があるため、政策的予算は計上せず、人件費や経常経費など必要最小限の経費のみの計上となっております。各委員から質疑があり、その一部を要約して掲載します。(議席順)

会計名		令和3年度予算
一般会計		31億9,000万円
特別会計	国民健康保険	4億0,840万円
	国民健康保険診療所事業	1億1,377万円
	後期高齢者医療	5,863万円
	介護保険事業	5億3,939万円
	公共下水道事業	1億7,511万円
	簡易水道事業	3億4,415万円
令和3年度合計		48億2,945万円

奥委員▼新型コロナウイルスにより色々な影響が出ているが、新年度の町税について、どのように予算編成されたのか伺う。

作田税町民課長補佐▼町民税の約8割が給与所得であり、10%減で見込んでいる。

奥委員▼診療所会計の診療収入が前年度より減額の理由は。

阪口診療所事務長▼今までの傾向、各月の利用状況等を勘案し、8割で見込んで予算計上した。

横井委員▼道路維持・除排雪業務委託は平成21年度からで、その委託料は3,738万円、令和3年度は8,000万円です。増えた理由は。

宮林建設課長▼運転手賃金が平成21年度月額23万円、現在は35万円です。人件費の増額が主な理由。

横井委員▼公営住宅の空き家37戸の建設借入金令和3年度の返済金は683万円。本年度に建設予定の北振団地の内容及び入居希望者は。

宮林建設課長▼特別公共賃貸住宅で2LDKが2戸、3LDKが2戸で北振団地の建て替え事業は今年度で完了。現在、入居希望者は1戸。

中山委員▼新型コロナウイルスの影響でふるさと応援寄附金にも影響がでるのでは。ホームページの充実や返礼品の内容検討等、考えを伺う。



高田総務企画課参事▼ふるさと納税してもらえそうなホームページの構成を考える。

武田総務企画課長▼今年度、しいたけ栽培キットを限定100個販売してみたところ完売した。今あるものを改良し、新たな返礼品も増やしていきたい。

中山委員▼消防の1分団と5分団が統合されるが消防車や施設関係、運営はどうなるのか。

石田副町長▼それぞれの分団で協議し、1分団と5分団が統合となる予定。施設等の予算は昨年同様の予算。詳細が決まり次第、情報提供する。

林委員▼交通安全指導員の人数は。業務内容を考えると、日当等を見直してもいいのではないかと。

松田総務企画課主幹▼町の職員が入り、現在20名。

武田総務企画課長▼町外出身者の役職員も多く、町民と触れ合う機会を設けるため交通安全指導員や消防団員に

入るよう、積極的に勧奨している。日当は業務量等を精査し、検討していきたい。

林委員▼スマート農業の推進として、作業風景の動画やプロモーションビデオを作成し、若い人や町外の方も農業に興味を示してくれるような体制づくりをしてみたい。

河合産業振興課長▼動画編集等に特化した地域おこし協力隊を活用しながら検討していきたい。

星委員▼きのこマイレージ事業は単年度でしか使えないのか。健康診断等の継続性を考えると年度をまたいで使う方法もいいのか。

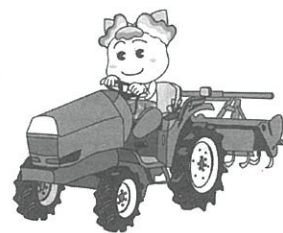
吉野保健師長▼年度ごとに区切った使用となっている。要望として受ける。

星委員▼小中学校でのタブレット端末の利用状況は。児童・生徒にどのように配布するのか。

河合学校教育係長▼まだ児童・生徒は使用しておらず、来年度から1人1台使用してもらう予定。学校と協議し、使用方法を検討中。

阿木委員▼防災備品は何を購入する予定なのか。

田邊総務係長▼備蓄食料、毛布、ライト、小型発電機、カセットガスのス



トープの購入を検討している。
阿木委員▼タクシー券は何名を予定しているのか。令和2年度の免許証返納者の人数は。

長谷川保健福祉課長補佐▽75歳以上の非課税高齢者560名、障がい者25名を見込んでおり、申請率6割で予算計上している。令和2年度の免許返納に伴う申請は7件。

鉢呂委員▼基金の今後の使い道は。

前佛町長▽工夫しながら執行残に努め、繰越財源として基金に積んでいる状況。政策的なものに活用したいが、優先順位を慎重に決めて必要なものに有効活用する考え。

鉢呂委員▼ファミリースキー場の圧雪車を更新する考えは。また、ふるさと納税の返礼品としてスキー体験もいいのでは。

谷田教育次長▽圧雪車を直すか、中古で買うか、検討が必要。

前佛町長▽体験型の返礼品は、スキーに限らず夏場の農業体験等とセットで、愛別の自然に関わる体験型返礼品として考えていきたい。

以上、慎重審議を重ねた結果、予算審査特別委員会において7会計は全て可決すべきものと決定し、本会議において予算審査特別委員会委員長長の報告のとおり可決しました。

(鉢呂、林 記)

常任委員会報告

◆総務福祉常任委員会

○愛別霊園設置及び管理条例の一部改正について

◎調査日 令和3年2月8日

〔調査の主旨〕

愛別霊園の管理料について条例施行時から3年一括払いで納めていたが、使用権者の経済的負担が大きいため、「会計年度独立の原則」（会計年度の歳入は、その年度の歳入をもって充てなければならぬ）があることから、管理料は1会計年度において1年分を徴収することとする改正案を提案した。

・提案内容

- 1、管理料について、3年一括払いから年払いに変更。
- 2、支払方法を明確にするため、使用料を12条、管理料を13条に分ける。
- 3、3年以内に返還があった場合、還付できるのは使用料のみとする改正。

〔調査の結果〕

委員からの意見として、霊園の管理料は従来通りの3年一括払いのままが望ましいのではないかと、また、第12条に「永代の使用料」という文言は相応しくないのではないかとという意見が出され、内容について再検討をお願いし、調査を終了した。

各種基本計画案が全員協議会で報告された

3月全員協議会において、第11次振興計画を推進するために、愛別町住生活基本計画（案）等、愛別町個別施設計画、愛別町学校施設長寿命化計画など報告を受け、議員からの質疑応答及び要望し、令和3年度から計画を推進するとの説明を受け終了した。

*愛別町住生活基本計画

- 今後人口減少に伴う計画
- ① 公営住宅の長寿命化と整備
- ② 既存住宅の耐震化

*愛別町個別施設計画

- ③ 空き家等の総合多岐な対策の推進
 - ④ 定住・移住促進の推進
 - ⑤ 情報発信・プロモーション活動推進
 - ⑥ 地域おこし協力隊の活用
- 等の第11次振興をより具体的な計画を推進で基本的に長寿命化をすることが主です。

愛別町の公共施設等総合管理計画令和3年から令和7年の5年間の計画

対象施設の分類

- | | |
|-----------|------|
| ① 行政系施設 | 7ヶ所 |
| ② 保健・福祉施設 | 5ヶ所 |
| ③ 子育て支援施設 | 1ヶ所 |
| ④ 医療施設 | 1ヶ所 |
| ⑤ 産業系施設 | 8ヶ所 |
| ⑥ 社会教育系施設 | 1ヶ所 |
| ⑦ 町民文化系施設 | 12ヶ所 |
| ⑧ スポーツ等施設 | 13ヶ所 |
| ⑨ 公園施設 | 7ヶ所 |
| ⑩ その他 | 25ヶ所 |
- と分類しそれぞれの経過年数・利用度合いなどを数値化し計画を推進する。



空き家

